

新型コロナウイルス感染症対策期間中の 都市計画法に基づく許可等に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策期間中も都市計画法に基づく開発許可申請等の受付事務を行います。感染症の感染拡大を防止する観点から、申請書類の一部について、郵送等による受付も行うこととしました。郵送等による受付をご希望される場合は、下記の注意事項をご確認の上、手続きの流れに従って進めていただきますようお願いいたします。

注意事項

- ・ **実施期間は、当面の間とします。**
- ・ 必ず裏面の問合せ先に確認を行ってから、手続きを進めてください。
- ・ 通常の手続きと比べて、大幅に時間を要する見込みです。時間に余裕をもって手続きを行ってください。
- ・ 記載事項に不備がある場合は、再度書類の送付をお願いする場合があります。
- ・ 郵送等により書類を紛失した場合の責任は負いかねますので、ご了承ください。
- ・ 容量が大きいメール（2MBを超えるもの）を送付される場合は、メールを受信できない場合があります。恐れ入りますが、分割して送付いただきますようお願いいたします。

○郵送での受付が可能なもの

手続き等	受付可能な書類	
都市計画法に基づく 開発許可・建築許可	受付時に手数料の支払いが不要なもの	事前相談 建築確認申請の合議 事前審査 37条承認申請 53条許可申請（特例適用を含む） 65条許可申請 各種届出（工事着手届、変更届、工事完了届等）
	受付時に手数料の支払いが必要なもの	開発登録簿の写しの交付

○電子メールによる受付が可能なもの

各種申請・届出の受付後に、当該申請・届出について、追加・差替えを行う書類・図面等の内容確認 ※書類・図面等の印刷は行いません。

手続きの流れ

事前相談

事前相談書を郵送で提出される場合は、必ず事前に電話でお問合せください。相談内容によっては、メールや電話で相談可能な場合もあります。

建築確認申請の合議

建築確認申請書を郵送で提出される場合は、必ず事前に電話でお問合せください。申請内容によっては、事前相談書の提出が必要な場合があります。

申請書は正本を送付してください。郵送での受け取りを希望される場合は、申請書と併せて返信用レターパックなど（信書の送付が可能で配達状況が確認できるもの）を同封してください。

事前審査

開発許可・建築許可の事前審査をご希望の方で、申請書類を郵送で提出される方は、必ず事前に電話でお問合せください。

37条承認申請・53条許可申請・65条許可申請書

申請書の正本と副本を送付してください。承認書・許可書の郵送での受け取りを希望される場合は、申請書と併せて返信用レターパックなど（信書の送付が可能で配達状況が確認できるもの）を同封してください。

53条許可特例適用

都市計画公園・緑地内または都市計画道路内における53条許可特例適用の可否について、必ず事前にメール等により担当部署（下記「問合せ先」参照）に確認してください。

特例を受けることができる場合は、53条許可申請書と併せて、「都市計画法第53条許可特例適用に関する確認書」2部を送付してください。許可書及び確認書の郵送での受け取りを希望される場合は、申請書と併せて返信用レターパックなど（信書の送付が可能で配達状況が確認できるもの）を同封してください。

開発登録簿の写しの交付

手順1 「開発登録簿閲覧等申請書（開発登録簿の写しの交付申請書）」を郵送により提出することができます。その場合、納付書を送付するための返信用封筒を同封してください。

手順2 お手元に納付書が届きましたら、手数料を納付していただき、領収書（コピー可）と併せて返信用レターパックなど（信書の送付が可能で配達状況が確認できるもの）を同封してお送りください。

送付先 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 西庁舎2階
名古屋住宅都市局建築指導部開発指導課開発審査係
※ 担当者の名前が分かる場合は、記入してください。

問合せ先

都市計画法に基づく開発許可・建築許可	開発指導課開発審査係 電話：052-972-2770 メール： a2869@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
都市計画公園・緑地内における都市計画法第53条許可特例適用に関すること	都市計画課都市計画係 電話：052-972-2714 メール： a2714@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
都市計画道路内における都市計画法第53条許可特例適用に関すること	街路計画課街路計画係 電話：052-972-2721 メール： a2721@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp